選挙運動費用の公費負担制度

契約書　参考様式

※書式はあくまで参考に留まり、契約内容は当事者の責任となります。

※記載内容は公費負担制度で用いられているものに準拠し、参考では主として選挙公営に関する項目例を中心に記載しています。

※契約不履行の場合等の契約一般に規定される項目についても、必要に応じて別途当事者間で具体的に定めておくのが望ましいです。

※収入印紙については、後述を参照

広川町選挙管理委員会

選挙運動用自動車運行契約書

収入

印紙

広川町議会議員一般選挙候補者 　（以下「甲」という。）と一般乗用旅客自動車運送業者である　（以下「乙」という。）とは、令和５年12月10日執行の広川町議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の運行について、次のとおり契約を締結する。

１　使用目的

　　公職選挙法第141条の規定に基づき、選挙運動のために使用する。

２　自動車の車種及び登録番号

３　契約期間　　令和　年　　月　　日～令和　年月日

４　契約金額　　金　　　　　　　　円

　　　　　　　（内訳　１日につき　円（税込）×日間）

５　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、広川町議会議員及び広川町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき広川町に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲の得票数が公職選挙法第93条に定める数に達しないため供託物を没収された場合は、乙は広川町に請求することができない。

なお、上記ただし書の場合及び上記条例の規定により乙が広川町に請求することのできる金額に満たない場合は、甲は乙に対し、乙が広川町に請求できない額を速やかに支払うものとする。

６　その他

　　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

　　令和年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　甲　広川町議会議員一般選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

 　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

 乙　住　所

 　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　 代表者　　　　　　　　　　　　　　　　 　㊞

選挙運動用自動車賃貸借契約書

広川町議会議員一般選挙候補者　　　（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和５年12月10日執行の広川町議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

１　使用目的

　　公職選挙法第141条の規定に基づき、選挙運動のために使用する。

２　自動車の車種及び登録番号

３　契約期間　　令和　年月日～令和　年月日

４　契約金額　　金　　　　円

　　　　　　　（内訳　１日につき　円（税込）×日間）

５　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額について、乙は、広川町議会議員及び広川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき広川町に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　ただし、甲の得票数が公職選挙法第93条に定める数に達しなければならないため、供託物を没収された場合は、乙は広川町に請求することができない。

　　なお、上記ただし書の場合及び上記条例の規定により乙が広川町に請求することができる金額が契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、乙が広川町に請求することができない額を速やかに支払うものとする。

６　その他

　　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

　　令和　年月　日

　　　　　　　　　　　　　　甲　広川町議会議員一般選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

 　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

 乙　住　所

 　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

選挙運動用自動車燃料供給契約書

広川町議会議員一般選挙候補者　（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲が使用する公職選挙法第141条に規定する選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

１　供給期間　　令和　年月日～令和　年月日

２　供給場所

　　所在地

　　名称

３　供給を受ける車種及び登録番号

４　契約金額

単価１ℓ当たり円（税込）とし、上記供給期間の供給総量に単価を乗じた金額とする。

５　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額について、乙は、広川町議会議員及び広川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき広川町に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　ただし、甲の得票数が公職選挙法第93条に定める数に達しなければならないため、供託物を没収された場合は、乙は広川町に請求することができない。

　　なお、上記ただし書の場合及び上記条例の規定により乙が広川町に請求することができる金額が契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、乙が広川町に請求することができない額を速やかに支払うものとする。

６　その他

　　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

　　令和　年月　日

　　　　　　　　　　　　　　　甲　広川町議会議員一般選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

 　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

 　乙　住　所

 　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

選挙運動用自動車運転手契約書

収入

印紙

広川町議会議員一般選挙候補者　（以下「甲」という。）と　（以下「乙」という。）とは、甲が使用する公職選挙法第141条に規定する選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

１　契約期間　　令和　年月日～令和　年月日

２　供給を受ける車種及び登録番号

３　契約金額　　金　　円

　　　　　　　 （内訳　１日につき　円（税込）×　日間）

４　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額について、乙は、広川町議会議員及び広川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき広川町に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　ただし、甲の得票数が公職選挙法第93条に定める数に達しなければならないため、供託物を没収された場合は、乙は広川町に請求することができない。

　　なお、上記ただし書の場合及び上記条例の規定により乙が広川町に請求することができる金額が契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、乙が広川町に請求することができない額を速やかに支払うものとする。

５　その他

　　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

　　令和　年月　日

　　　　　　　　　　　　　　　甲　広川町議会議員一般選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

 　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

 　乙　住　所

 　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

選挙運動用ビラ作成契約書

収入

印紙

広川町議会議員一般選挙候補者　（以下「甲」という。）と　（以下「乙」という。）は、選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

１　品名

　　公職選挙法第142条第1項第7号に規定する選挙運動用ビラ

２　作成枚数　　　　　　枚

３　契約金額　　金　　円

　　　　　　　 （単価　　円（税込）×　　枚）

４　納入期限　令和　年月　日

５　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額について、乙は、広川町議会議員及び広川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき広川町に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　ただし、甲の得票数が公職選挙法第93条に定める数に達しなければならないため、供託物を没収された場合は、乙は広川町に請求することができない。

　　なお、上記ただし書の場合及び上記条例の規定により乙が広川町に請求することができる金額が契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、乙が広川町に請求することができない額を速やかに支払うものとする。

６　その他

　　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

令和　年月　日

　　　　　　　　　　　　　　甲　広川町議会議員一般選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

 　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

 乙　住　所

 　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

選挙運動用ポスター作成契約書

収入

印紙

広川町議会議員一般選挙候補者　（以下「甲」という。）と　（以下「乙」という。）は、選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

１　品名

　　公職選挙法第143条1項第5号に規定する選挙運動用ポスター

２　作成枚数　　　　　　枚

３　契約金額　　金　　円

　　　　　　　 （単価　円（税込）×　枚）

４　納入期限　　令和　年月　日

５　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額について、乙は、広川町議会議員及び広川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき広川町に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　ただし、甲の得票数が公職選挙法第93条に定める数に達しなければならないため、供託物を没収された場合は、乙は広川町に請求することができない。

　　なお、上記ただし書の場合及び上記条例の規定により乙が広川町に請求することができる金額が契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、乙が広川町に請求することができない額を速やかに支払うものとする。

６　その他

　　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

令和　年月　日

　　　　　　　　　　　　　　甲　広川町議会議員一般選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

 　氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

 乙　住　所

 　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

**選挙公営の契約書に貼付する収入印紙について**

**１　収入印紙が必要な契約書（課税文書）**

　　・選挙運動用自動車運行契約書

　　・選挙運動用自動車運転手契約書

　　※印紙税法別表第１の１「運送に関する契約書」に該当

　　・選挙運動用ビラ作成契約書

　　・選挙運動用ポスター作成契約書

　　※印紙税法別表第１の２「請負に関する契約書」に該当

**２　収入印紙が不要な契約書（不課税文書）**

　　・選挙運動用自動車賃貸借契約書

　　※印紙税法別表に該当するものがない

　　・選挙運動用自動車燃料供給契約書

　　※印紙税法別表第１の７に該当するが、契約期間が短く、除外規定に該当